

わたらい

'73

4月号

発行・度会町役場 / 編集・総務課 / 印刷・文化印刷有限会社



緑を大切に

※ 緑は私たちに、木材や、すみきった空気、清い水を与えて ※

※ くれます。そして自然の猛威から、私たちの生活を守るの ※

※ も森林のはたらきです。三月から五月にかけて、全国で植 ※

※ 樹祭や学校緑化など。緑の週間[®]の行事が行なわれますが、 ※

※ 緑は私たちの貴重な財産であり、緑を楽しむ人々にとって ※

※ 緑を生むもの——それは森林なのです。森林は、きれいな ※

※ な水を貯え、酸素をつくり、空気を清め、鳥やけもの住 ※

※ み家となるものです。家族みんなで、楽しく自然に親しめ ※

※ る緑——忘れていた自然を思いおこし、自然への限 ※

※ りない愛着を深める緑を大切に育てたいものです。 ※

美しい自然に守られて、スギの伸びも順調です

**おま
内容**

- ……………心身障害者に医療費を助成…………… (P 2)
- ……………稲作の育苗で計画的な量産…………… (P 3)
- ……………入学おめでとう…………… (P 4)
- ……………ペンリレー…………… (P 5)
- ……………お知らせ版…………… (P 6)

議会だより

▽三月二日、三日、伊勢市に
て度会郡町村議会議長会
が開催され議長出席。
▽三月三日、明野高校度会
分校卒業式挙行、西村高
校対策特別委員長出席。
▽三月十日から十九日まで、
第一回定例町議会開会、
とくに十六日の一般質問
では十一人の議員が質問
に立ち、昭和四十八年度

▽三月十四日、町内中学校
卒業式、関係議員出席。
▽三月二十日、町内小学校
卒業式、関係議員出席。
▽三月二十日、小川郷地区戦
没者慰霊祭、関係議員出席。
▽三月二十二日、中川地区、
内城田地区戦没者慰霊祭
関係議員出席。
▽三月二十四日、一之瀬地
区慰霊祭、関係議員出席。

の町長の施政方針をただ
した。

心身障害者に医療費を助成

4月1日 該当者は手続きを から実施

対象者

町内(三重県内に引続き
六ヵ月住所を有すること)
に住所を有する心身障害者
(児)で、次のいずれかに該
当される方です。ただし生
活保護法および老人福祉法
による医療費の支給対象者

- は除かれます。
- (1) 身体障害者福祉法による一級または二級の身体障害者手帳を受けている人。
 - (2) 精神薄弱者福祉法に規定する精神薄弱者更生相談所または児童福祉法に規定する児童相談所(以下「判定機関」という)において精神薄弱者(児)と判定された方のうち、知能指数(IQ)が三十五以下の方。
 - (3) 三級または四級の身体障害者手帳の交付を受けた方で、判定機関において精神薄弱者と判定された方のうち、知能指数が三十六以上五十以下の方。

助成

町は、次の各号に該当する
場合において、国民健康
保険、各種社会保険でかか
った医療費のうち、個人負
担額(負担すべき額に付加



▼「夏も近づ
く八十八夜、野
にも山にも若葉
がしげり、あれ
に見えるは茶つ
みじゃないか」と歌にあるよ
うに茶つみの季節となり、新茶
が出まわる▼立春から数えて八
十八日目、ことしは五月二日だ
が、このころになると春霜が終
わり、種をまくによいとされ、
八十八夜のこの日につんだ茶の

業は極上といわれている▼お茶
は外人のコーヒーのように、日
本人の生活に欠くことのできな
いもの一つである。おそらく
一日といえどもお茶を飲まない
ひとは珍しいだろうし、来客が
あれば、何はなくとも、まずお
茶である▼お茶には、玉露、抹茶
(まっちゃ)、煎茶(せんちゃ)
番茶とあるが、最高級とされる
玉露は日除け栽培をした葉をも
んで乾かしたものだ。黄緑葉が多

く、テアニンという成分が濃い
が、これが旨味(うまみ)のも
とといわれる▼宇治、静岡、狭
山などが茶の産地として名高い
が、伊勢茶、とくにこの付近で
は度会茶がそのかおりのよさで
知られている▼八十八夜の八十
八は組合わせると「米」の字と
なる。農家では、とくに八十八
歳のひとを大事にするならわし
があるという▼緑談のはなしが
すすむ新茶の香。

給付がある場合はその額を
控除した額)に相当する額
の助成をします。

- (1) 国民健康保険法による療
養の給付または療養費の
支給が行なわれたとき。
- (2) 社会保険各法による家族
療養費の支給が行なわれ
たとき。
- (3) 前二号に掲げるもののほ
か、医療給付法令による
医療の給付が行なわれた
とき。

関窓口に出してください。
(3) 診療等を受けたときは、
心身障害者医療助成費交
付申請書(役場住民課に
あります)に医療機関等
の発行する領収書を添え
て提出してください。

方には、心身障害者医療
費助成交付決定通知書を
発行しますから、受給資
格証および印鑑を持参の
うえ、出納室で受領して
ください。
その他詳しいことは役場
当課でおたずねください。

手続き

- (1) 対象者またはその保護者
は、受給資格認定申請書
(役場住民課にあります)
を提出してください。
その際、被保険者証(保
険証)と印鑑を持参して
ください。
- (2) 受給資格者には受給資格
証を渡します。診療を受
ける場合は、その証を被
保険者証とともに医療機

役場職員の異動

町の人事異動が発令され、町政
発展への態勢ができました。

◎課長(四月五日付)
▼総務課長(山下次男(住民課長)
▼住民課長(井戸本由一(産業課
長)
▼税務課長(山中清久(議会事務
局長)
▼産業課長(横井 勝(産業課課
任)

◎退職(四月五日付)
▼橋本 敏(前総務課長)
(三月三十一日付)
▼真瀬美左尾(前度会町連絡所
▼橋本秀二(前中之郷保育所長
▼橋本よしゑ(前柳橋保育所給食
婦)

◎課長(四月一日付)
▼新採用(四月一日付)
▼総務課(山下恵利子(大野木
▼税務課(奥野佳緒(坂 井
婦)

◎中内異動(四月一日付)
▼中之郷保育所長(細川くす
▼柳橋保育所へ辻井妙子(長原保
育所)
▼長原保育所へ北川栄子(南中村
保育所)
▼中之郷保育所へ大西久美(柳橋
保育所)

ちのちの広報

婦人会新役員 決まる

度会町婦人
会連絡協議会
も各歴代会長
さんを中心と
して、会員相
互の親睦と、
婦人の地位向
上をめざした
実質的な活動
に努力されて
まいりました

が、私たち新役員は去る九日、
前年度までの行事を引継ぎ今
年度のスタートを切ることに
なりました。

このごろでは、働く婦人が
増大し、会の運営にもなにか
と支障の多いこともあるかと
思いますが、会員の皆様にも
しく参加していただける会

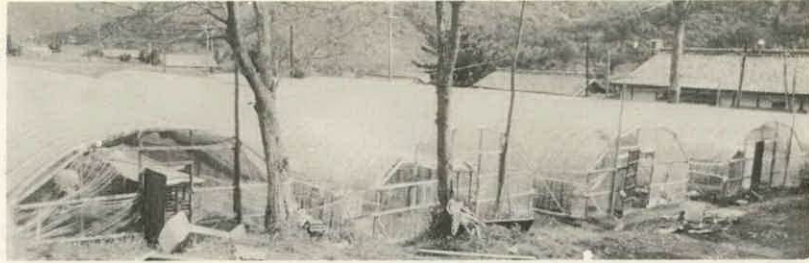
にすることを目的として、楽
しい家庭、明るい社会の建設
に少しでもお役にたてばと願
いながら、会のよりよい発展
のために、この重責を無事に
努めさせていただきたいと思
っております。

どうか会員皆様の温いご支
援、ご協力をよろしくお願
い申し上げます。

* 町婦人会連絡協議会
新役員名一*

- 【会 長】 山根 キヌ(八中会)
- 【副会長】 本田 禮子(八中会)
- 【書記】 小野 和美(八中会)
- 【会計】 田畑みつゑ(八中会)

農作業メモ



取付けられた稚苗ハウス

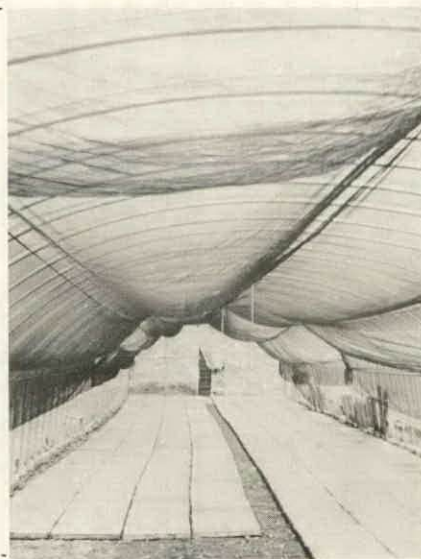
稲作の育苗で計画的な量産

町内では、初の試み、

一之瀬農協が 請負方式で実施

新しい農業をめざす一之瀬 共同育苗センターでは、水稲 作の安全と育苗労働の効率化 をはかるため、農協が直接経 営となって田植機稲作の請負 方式による育苗を試みるこ とになりました。

この目的は、今日の社会変 動(勤労家庭の多様化)に対 処するため、農業並びに生活 改善を通じて明るい農村づく りと農業の近代化を目標に、 従来の手植による水稲田植か ら、機械移植へと転換させる のが大きなねらいとされてい ます。



りっぱに成育した稚苗育苗

はできない根強さがあります。 今回のこうした大規模な計 画は、もちろん町内では初め のことであり、今後の農村 問題解決に寄与することにな

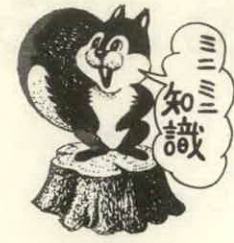
れば、将来の田植作業省力化 に明るい見通しがたつものとして、その成果が期待されて います。 この施設は、総事業費約百 二十三万八千円で、柳公民館 の裏に六つの稚苗ハウスを建 設、今年はとりあえず三十ヘクタールで操業を開始します が、来年は約三倍の百ヘクタ ールの推進を見込み、稲作生 産の安定と良質米の品種統一 につとめたいとはりきっています。

愛の手を赤十字へ!

5月1日から社員増強 運動はじまる

毎年五月は「赤十字の月」といわれており、今年も五月一日から三十一日までの一ヶ月間、社員増強運動がはじまります。 この「社員増強運動」とは、ご承知のように日本赤十字社が社法によって人道的任務を達成する目的をもってつくりだされておりますが、この目的を達成するには、色々な事業を行ない、これらの事業に要する経費は、社員並びに一般寄付者によって賄われているのが実情です。

ことしも本町の割当目標額を達成するため、ご無理をお願いすることにありますが、本運動の成果に格別のご協力をお願い申し上げます。



多い姓は

山本、中村

町内1855世帯にはどんな 姓名の方がどのくらいある のか拾ってみました。

姓別では 641に分れ多い 順にみますと

- ①山本 66世帯
- ②中村 52世帯
- ③大西 46世帯
- ④山下 45世帯
- ⑤福井 38世帯
- ⑥中西 36世帯
- ⑦西村 35世帯
- ⑧岡村 30世帯
- ⑨田畑 29世帯
- ⑩西岡 27世帯
- ⑪北村 27世帯

となっており以下⑪坂本、 小林、橋本⑫森本⑬世古、 尾崎、⑭中井、西野、高橋、 中野⑮東出、浦田、長谷川、 ⑯山根、小岸、山北、中山、 山口⑰前田、伊藤、西田⑱ 奥田、井戸本、神森、御村、 若宮、⑲西井、奥野、岡野、 中世古、鳥羽、作野、藤田、 上村⑳清水、亀田、井口、 羽根、杉本、西川、東谷、 森田の順となっています。

他に1世帯よりない姓が 113もあります。

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 川上 | 南村 | 和野 | 脇出 | 市場 | 柳 | 小萩 | 駒野 | 火打 | 小川 | 五ヶ | 日向 | 中之 | 栗原 | 川口 | 茶屋 | 当津 | 田間 | 上久 | 下久 | 葛原 | 大野 | 棚橋 | 牧戸 | 平生 | 大久 | 立岡 | 鮎川 | 長原 | 立花 | 坂井 | 麻加 | 田口 | 注連 |
| 山本 | 平生 | 西岡 | 高橋 | 小林 | 奥村 | 岡野 | 鈴本 | 服部 | 西村 | 浦井 | 橋本 | 橋本 | 西田 | 山本 | 河村 | 尾崎 | 玉村 | 中村 | 小岸 | 阪口 | 福井 | 岡村 | 辻井 | 田畑 | 中谷 | 金高 | 世古 | 森井 | 羽根 | 山中 | 中村 | 山根 | 修一 |
| 嶋治 | 賢一 | 幸吉 | 幸吉 | 文平 | 平一 | 三石 | 繁二 | 繁二 | 真司 | 勝美 | 一芳 | 定信 | 政一 | 数男 | 喜一 | 良美 | 之郎 | 朝夫 | 朝夫 | 友蔵 | 明生 | 貞夫 | 弘文 | 真蔵 | 繁雄 | 貞三 | 進 | 常治 | 恒 | 幸生 | 武治 | | |



国民年金の保険料の納め忘れはありますか



国民年金の納め忘れはありますか

国民年金の納め忘れはありますか。納期限は、一月分、二月分、三月分については四月末日というように、三月月ごとに納期限が決まっています。とくに、昭和四十七年四月分から本年三月分までの保険料は、この四月三十日を過ぎますと、町役場で納めることができなくなり、直接松阪社会保険事務所に納めるか、納付書を使ってお近く

の郵便局で納めなければならなくなり、たいへん手数がかかることになり、注意してください。保険料を納める方法がめんどうになると、つい何ヶ月も滞納してしまうことになり、また何ヶ月分も滞納になると、保険料の額が大きくなり、一度に納めにくくなるものです。また、この保険料を納期限までに納めてい

と、不測の事故として、けがをししたり、一家の柱であるご主人が亡くなったたりしたときに、障害年金や母子年金などを受けることができないといううことになり、六十五歳になっても老齢年金を受けることができないということにもなります。

合いません。納め忘れの保険料がないかどうか、もう一度たしかめてください。納めたつもりであっても、実は納め忘れがあったという例が案外多いものですから、保険料は必ず納期限までに納めてください。とくに町役場で納められるこの四月三十日までは必ず完納するようにいたしましょう。

土木工事

技術者試験

全国建設研修センターは「二級土木工事技術者試験」を行なっています。受験資格は学歴によって実務経験の年数がちがいますから、この近くでは、名古屋市中区丸の内三二二九、やがみビル内、中部建設協会へお問い合わせください。

【試験日】二級は七月二十九日、二級は八月十九日、名古屋他九都市で実施します。

【受験料】千八百円

【受けつけ】五月一日から二十一日まで、しめきり日消印有効です。〒一〇二、東京都千代田区永田町一十一

三五全国町村会館内全国建設研修センターに申しこんでください。

郵貯モニター募集

東海郵政局は、四十八年度郵便貯金婦人モニターを募集しています。二十歳以上の女性で郵便貯金を利用している人はだれでも応募できます。

定員は、愛知、岐阜、三重、静岡の四県下で二百三十人。希望者は住所、氏名、年齢、職業、電話番号、応募の動機などをはがき書き、近くの郵便局へ投函ください。なお謝礼には三千円と記念品が贈られます。

自然と人間

注連指 中山勝一

(割ばし製造業36才)

大自然が今あらたな生命の回転をダイナミックに繰りひろげるこの時、広報わたらいのペンリレーに指名されたことを光榮に思いペンを走らせます。

私は多忙な日々であつても、草木の織りなす春の装いに目を向ける心のゆとりを持ち、自らの生命にも生き生きとした躍動感をよみながら、この四月を新たな生長の月としていきたい。このように自然が春の装いを深めつつあるのに反し、実社会の真情は



あまりにも暗いニュースが続発する昨今である。なぜだろうか……。独立する自由人の基本条件である「見識」をみんながもてたらと思うのはけっして私だけ

ない人、これが現在普通人の姿で真に理解して非難する人はすくない。科学技術に頼りきっている現代、はたしてそれが絶対的信じられるか、一例をあげて

人それぞれに目標がありそれに向つての努力はあるだろうと思うが自分自身の使命感である努力ならば社会の管理圧力に負けないで自己の特徴

としていく不屈の姿勢努力が大事になってこよう……。我々人間関係はピラミッド志向ではなく、「円」でなければならぬし、どの一つが欠けても連帯の輪は断ち切られてしまふでしょう。冒頭にも述べたように、春は輝きを増した太陽の恵みを力一杯とり入れて草木が一斉にその生命を欧歌させるすべての自然が協力しあつて春を演出してく

ではないだろう。環境に支配されるがゆえに、感情的に悪に見当外れの批判はわかつていても保身のゆえに実行出来

も機器の世界一安全を誇つていた新幹線の脱線事故、幸い参事はまぬがれたもののどんなに完べきに見えても百分故障しない機械はありえない、科学技術への過信はこの辺で考えなおさなければ大変なことになるし「人間こそ主人公」このあたりまえの大原則にもっと強いスポットライトをあてるべきが間違ひなく来て

を輝かせ、ゆとりある人生を歩むことが出来るだろう。人間の幸福の基盤が人間関係にあるならば、人生観の違いはあつてもそれをこえて結びつこうとする努力が必要であり、人生とは決してやり直しのきかぬ「生きがい」を求めての旅路ともいえようが、自らの人生を掛替のない日々の集積とするためには常に現在を新たな成長への起点

次号は中山さんのご指名により青木 民夫さん(脇出)にお願いする予定です

お知らせ版



「祝日法」改正 29、30日連休

適用事業

失業保険法が、四十七年四月に改正され、事業主が加入する失業保険の適用範囲が拡大されました。

① 五人以上の労働者を雇用する事業

(農林、水産、私立学校、各種学校の事業は除かれます)の全部。

② 製造業、建設業、運輸

通信および電気、ガス、水道、熱供給の事業は、常時一人以上の労働者を雇用しているもの全部。

加入手続き

①、②以外の事業で個別加入：労働基準監督署、公共職業安定所
②以外の事業で事務組合へ委託加入：所属労働保険事務組合

事務委託

労働保険事務組合に事務委託をすると、加入の事務手続き、その後の事務処理が事務組合で代行してくれます。

事務委託を希望される場合は、労働保険事務組合または、公共職業安定所にお問い合わせください。

その他、事業主やその家族の労災保険への特別加入ができ、保険料も年三回分納で納付できます。

事業主のみなさんへ

—失業保険加入適用範囲拡大—

メーター化を急ごう

プロパンガス

プロパンガスも都市ガスと同様に、二月一日から昭和五十年三月三十一日までの間にメーター器による販売が義務づけられました。これまでは重量による販売(匂単位)も許可されていましたが、これからは容量による販売、すな

わち立方メートル(m³)単位でしか販売できなくなります。

このため、ガスメーター器の設置や配管工事等にもなう出費を販売店から求められる場合もあるかと思われるが、これは販売店がかつてにメーター器を取り付けているのではなく、法律により義務づけられる販売方法です。

消費者のみなさん、早め



メーター器も設置するよう販売店、農協にご相談ください。

なお、くわしくは県庁消防防災課(津二六〇九)か、県プロパンガス協会(津二六二六二三八)

「税」についてお願い

◎今年の納期について

地方税法の一部改正案が、今の国会で審議されていますが、四月の始めにこの法案が未成立のため、固定資産税と軽自動車税の納期を変更いたしました。

◎納税通知について
町県民税と固定資産税の納税通知書は、これまでは各期ごとに発行していましたが、事務の合理化と自主納税をはかるため、今年度から第一期をまとめて発行することに改められました。その通知書によって各納期が到来ごとに納めていただくわけです。馳れたいただくまでに大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力のほどお願いいたします。

▲軽自動車税(四月より全期)
▲固定資産税(第一期一五月、第二期一七月、第三期一十二月、第四期一二月)、▲町県民税(第一期一六月、第二期一八月、第三期一十月、第四期一一月)、▲国民健康保険税(第一期一五月、第二期一六月、第三期一七月、第四期一九月、第五期一十月、第六期一十一月、第七期一十二月)

▲固定資産税(第一期一五月、第二期一六月、第三期一七月、第四期一九月、第五期一十月、第六期一十一月、第七期一十二月)また、固定資産税につきましては、本年度から電子計算機を用いますので、あて名がカナ書きになります。

戸籍の窓

へ三月中に

届出のもの

(出生)

子の氏名 父の名 続柄 字名
浦田 有美 憲一 長女 大久保
中田 早苗 幸征 長女 上久具

(死亡)

氏名 年令 字名
橋本勇之祐 (78) 中之郷

前田 国松	(75)	川上
小岸藤左衛門	(79)	下久具
尾崎 兼吉	(69)	棚橋
坂本 新八	(83)	柳
堀之内文彦	(32)	下久具
北村 ミヘ	(80)	坂井
北村安太郎	(68)	棚橋
横井辰三郎	(81)	平生
北村 静枝	(46)	長原
西野 さん	(92)	小萩
前田 まつ	(89)	川上
堀本 乙松	(93)	田口

新 学 期

季節だより



ことし小学校へ、あるいは保育所へはいったお子さんにとつては、新しい人生?の出发点というわけです。口ではうまくそれを表現できないでしょうが、お子さんにとつては大きな環境の変化です。いままではおかあさんに甘え、近所のお友だちだけだった交遊関係から、家庭を離れて顔も気心もわからないお友だちと一緒に暮らす時間がふえたのですから、家に帰ってくるまでの張りつめた気持ちは察してやらなくてはなりません。